

永代供養墓「永光苑」使用規程

第1条（使用規程）

この規程は、公益財団法人永光墓園の永代供養墓「永光苑」（以下「永代供養墓」という）の使用について定めたもので、永代供養墓使用許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という）は、この規程に従って下さい。

第2条（使用目的）

永代供養墓は、焼骨を納める目的以外には使用できません。

第3条（使用資格）

永代供養墓は、国籍宗教等の如何を問わず、どなたでも使用出来ます。

第4条（施設）

永代供養墓には個人または御夫婦の焼骨を一世代に限り、納めるための納骨壇を置きます。

第5条（使用料及び管理料）

(1) 納骨壇の使用料は次のとおり定めます。

蓮	1壇、2壇、3壇、4壇	55万円	蓮	5壇、6壇	45万円
百合	1壇、2壇、3壇、4壇	45万円	百合	5壇、6壇	35万円
菊	1壇、2壇、3壇、4壇	30万円	菊	5壇、6壇	30万円

(2) 蓮及び百合の納骨壇を使用される方は、永代供養墓の維持管理及び環境整備のための費用として一律5万円の管理料を、菊の納骨壇を使用される方は、一律3万円の管理料をそれぞれ前納していただきます。

(3) 前各項に定める使用料及び管理料は第6条第1項に定める使用期間に対する料金とします。

第6条（使用期間及び更新）

(1) 使用期間は永代供養墓の使用許可証発行の日から使用者又はその配偶者が死亡後33年を経過するまでの期間とします。ただし、菊の納骨壇については、永代供養墓の使用許可証発行の日から使用者又はその配偶者が死亡後13年を経過するまでの期間とします。（御夫婦で使用の場合、後に埋蔵された方からの期間とします。）

(2) 使用期間の更新はありません。

第7条（使用許可申請）

納骨壇の使用の許可を受ける方は、永代供養墓使用許可申請書を管理者に事前に届出て、承認を受けて下さい。

第8条（使用許可証）

(1) 永代供養墓使用許可証は使用料及び管理料を完納後、直に発行します。

(2) 証書を紛失又は汚損された場合或いは記載内容に変更が生じたときは、速やかに再交付を受けて下さい。

第9条（納骨の手続）

使用者の焼骨を永代供養墓に納めるときは、法令に定める市町村長等の発行する埋（火）葬・改葬許可書に霊園所定の埋（改）葬申込書及び永代供養墓使用許可書を添えて、管理者に事前に届け出て承認を受けて下さい。

第10条（補償及び補修）

使用者はその責に帰すべき理由により、永代供養墓の施設等を毀損し、又は滅失したときは、使用者の責任と負担により補償又は補修していただきます。

第 11 条（使用者の義務）

- (1) 使用者は、焼骨を納めるために必要な連絡者を管理者に届出ていただきます。
- (2) 使用者又はその配偶者並びに連絡者の氏名・本籍・住所に変更が生じた場合は、遅滞なく管理者に届け出て下さい。

第 12 条（使用権売買等の禁止）

納骨壇の使用権は、他の者に売買、譲渡、又は貸与できません。

第 13 条（使用権の継承）

使用者又はその配偶者の 1 世代に限る納骨壇の提供であるため、原則として使用権は継承できません。

ただし、御夫婦での利用においては、使用者が死亡した場合、申込時に記載された配偶者に限り継承することができます。

第 14 条（納骨壇の返還及び帰属）

使用者は、納骨壇を使用しなくなったとき、又は使用許可を取り消されたときは、永代供養墓使用許可書及び納骨壇を返還して下さい。その納骨壇は本霊園に帰属します。

第 15 条（使用許可の取り消し）

次のいずれかに該当するときは、納骨壇の使用許可を取消します。

- (1) 許可目的以外に納骨壇を利用したとき。
- (2) 使用者が有償無償にかかわらず第三者に売買、譲渡又は転貸したとき。
- (3) 使用者本人が所在不明になって 3 年を経過したとき。
- (4) 本規定に違反したとき。

第 16 条（合祀）

第 6 条第 1 項により使用期間が経過した場合は、管理者は永代供養墓内に設置する合同納骨室に合祀します。

第 17 条（管理及び祭祀の実施）

- (1) 管理者は、使用者及びその配偶者の焼骨を使用許可した区画に納め、適切に管理を行います。
- (2) 春秋のお彼岸月及びお盆月には、永代供養墓の合同供養を行い、合同納骨室に合祀された場合も引き続き、祭祀を執り行います。

第 18 条（使用料・管理料の返却）

中途解約の場合は払込まれた納入金は一切返却しません。

第 19 条（不可抗力等による事故の責任）

天災地変等の不可抗力並びに第三者による行為によって生じた個別の納骨壇の被害について、管理者は一切その責任を負いません。

第 20 条（規程に定めのない事項）

この規程に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度管理者が定めます。

第 21 条（規程の改正）

法令が改正された場合及び管理者が適当と認めたときはこの規程を改正することがあります。

平成 27 年 3 月 26 日
平成 30 年 8 月 20 日一部改正